

随意契約理由書

本契約は、大阪府警察東淀川1単身寮に設置されている昇降機のリニューアル工事を行うものである。

当該工事は、既設の取付枠等を利用しリニューアルを行うものであるため、製造業者独自の技術・仕様により構築されている当該機器においては、工事に際し機器相互間の整合性を考慮する必要があります。

このため、工事を施工できる者は、既存の機器に適合した部品を保有し、工事に際して機器の構造・使用、性能等を熟知した製造設置業者である株式会社ダイコーのほかになく、同社より見積書を徴したところ価格も適正と思われますので、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結し、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。